

銭形企画訪問介護事業所運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社銭形企画が開設する銭形企画訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 銭形企画訪問介護事業所
- 二 所在地 京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番地 13

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 4 名
サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員（常勤 12 名、非常勤 15 名）
介護福祉士 9 名
2 級課程修了者 18 名
訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
（ただし、利用者の要請により日曜日も対応する。）
- 二 営業時間は午前 9 時から午後 6 時までとする。
（ただし、利用者の要請により営業時間外も対応する。）

第6条（訪問介護の内容及び利用料等）

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 事条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
一 通常の事業の実施地域外から片道おおむね 3 キロメートル未満 金 3 0 0 円 1 キロメートルを越える毎に金 1 0 0 円を加算する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常に事業の実施地域は、京都市内とする。

第9条（苦情処理）

事業者は、指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第10条（損害賠償）

事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第11条（秘密の保持）

従業者に対しては、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務付け、違反した場合は処分を行うものとする。

- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

第12条（その他運営についての留意事項）

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後1カ月以内
- 二 継続研修年4回

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社銭形企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、京都府の指定通知日から施行する。